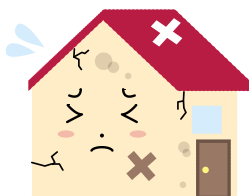


「空き家」をお持ちの人へご相談ください

建築課空き家対策係 ☎(63)2243

あなたがお持ちの空き家はこんな状態になっていませんか？



老朽化しており、倒壊など、災害時に大きな被害につながる恐れがある。



草木が生い茂り、害虫等が発生するなど、不衛生な状態になっている。



不審者の侵入や放火、ごみの不法投棄など、地域の治安悪化の原因になっている。

適切に管理されず、保安や衛生などの面で著しい悪影響を及ぼす恐れがあると判断された空き家は、「空き家対策特別措置法」に基づいて「特定空家等」に認定され、必要な助言・指導、勧告、命令、代執行などの行政措置が行われます。

空き家は個人の財産です。所有者が適切に管理・活用しましょう。

空き家の困りごとについて気軽にご相談ください

空き家の相続、名義変更や売却等について、どこに相談すればいいのか分からなかったり、空き家の処理について悩んだりした場合は、空き家対策係に気軽にご相談ください。

また、空き家に関する各種支援事業も行っています。ぜひご利用ください。

登記簿が親の名義のまま、実家が空き家になってしまった。誰も住む予定がなく、管理ができていない…。



空き家バンク

「空き家バンク」は、空き家の売却または賃貸を考えている人に空き家情報を登録してもらい、市ホームページ等で空き家を利用したい人に紹介するシステムです。交渉・契約の仲介については、(公社)栃木県宅地建物取引業協会との協定を結んでいますので、協会推薦の市内業者を紹介します。



空き家バンクが
使いやすくなりました

○取り扱い対象が 拡大されました

従来の居住用の空き家に加えて、店舗・事務所といった事業系の建物や、空き地(宅地)・建物の一部等の取り扱いが可能となりました。

○空き家バンクリフォーム 補助金が始まりました

4月から、移住定住・空き家バンクの活性化のため、市外からの転入希望者が空き家バンクで住宅を購入しリフォームする場合に利用できる補助金制度が開始しました。詳しくは、お問い合わせください。

あきや 空家解体補助金

所有者(敷地所有者およびその親族等を含む)が、管理不全や老朽化した空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を補助します。空き家が補助対象としての要件を満たすかどうか確認が必要となるほか、申請前の着工は、補助の対象となりません。必ず事前にお問い合わせください。

対象工事 市内の業者等が請け負う、空き家を解体する工事

補助額 解体工事費の2分の1
(上限50万円)

